

# 新旧約款・特約対比表

## KFCカード利用約款

	改定前	改定後
第1条 (定義)		
1. KFC プリペイドサービス	利用者が日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社 (以下、「KFC」といいます。) 直営またはKFCのフランチャイジーが運営する日本国内の「KFCカード取扱店」の掲示がある店舗から商品購入等を行うにあたり、代金の全部または一部の支払いとして、KFCカードのバリューを使用した場合、使用されたバリューに相当する金額について決済が完了するサービス、ならびに当該決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ、バリュー残高移行、バリュー残高・利用履歴の確認をすることができるサービスをいいます。(以下、「本サービス」といいます。)	利用者が日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社 (以下、「KFC」といいます。) 直営またはKFCのフランチャイジーが運営する日本国内の「 <del>KFC</del> カード取扱店」の掲示がある店舗およびKFCネットオーダーKFCカード取扱店から商品購入等を行うにあたり、代金の全部または一部の支払いとして、KFCカードのバリューを使用した場合、使用されたバリューに相当する金額について決済が完了するサービス、ならびに当該決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ、バリュー残高移行、バリュー残高・利用履歴の確認をすることができるサービスをいいます。(以下、「本サービス」といいます。)
5. KFCカード取扱店	利用者が商品購入等を行った場合の代金の支払いに、本約款に従ってバリューを使用することができる、「KFCカード取扱店」の掲示がある店舗をいいます。	利用者が商品購入等を行った場合の代金の支払いに、本約款に従ってバリューを使用することができる、「 <del>KFC</del> カード取扱店」の掲示がある店舗（「KFCカード取扱店」の掲示があるもの）およびKFCネットオーダーをいいます。
11. KFCカード取扱店端末	利用者がKFCカード取扱店においてバリューを使用する際に、バリューの電子情報を処理する機器であって、KFCカード取扱店に設置される機器をいいます。	利用者がKFCカード取扱店（店舗）においてバリューを使用する際に、バリューの電子情報を処理する機器であって、KFCカード取扱店（店舗）に設置される機器をいいます。
18. KFCアプリ	新設	KFCが運営、提供する公式アプリをいいます。
19. アプリQRコード	新設	KFCカードを紐づけたKFCアプリにて表示されるQRコードで、KFCカード取扱店で当該KFCカードによるバリューの使用およびチャージができるものをいいます。
20. KFCネットオーダー	新設	KFCが運営するオンライン注文サービスをいいます。
第3条 (KFCカードの贈与等)		
	1. 利用者は、受贈者が本約款に従うことを条件として、KFCカードを第三者に贈与することができます。	1. 利用者は、受贈者が本約款に従うことを条件として、KFCカードを第三者に贈与することができます。ただし、利用者は、KFCカードをKFCアプリに紐づけを行った場合は、当該KFCカードを第三者に贈与することはできません。
	2. 利用者は、本条第1項本文に定める場合を除いては、いかなる場合であっても、KFCカード、バリューおよびカード番号等を第三者に譲渡（交換・転売を含む。）、もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また、質入れ等の担保に供することはできません。	2. 利用者は、本条第1項本文に定める場合を除いては、いかなる場合であっても、KFCカード、アプリQRコード、バリューおよびカード番号等を第三者に譲渡（交換・転売を含みます。）、もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また、質入れ等の担保に供することはできません。
第4条 (カードおよびカード番号等の管理等)		
	3. 利用者が以下のいずれかの理由により利用者の意思に反してバリューを使用した場合、またはバリュー残高や利用履歴の確認がなされた場合、またはバリュー残高移行がなされた場合でも当社は一切の責任を負いません。	3. 利用者が以下のいずれかの理由により利用者の意思に反してバリューを使用した場合、またはバリュー残高や利用履歴の確認がなされた場合、バリュー残高移行がなされた場合、またはKFCアプリに紐づけられた場合でも当社は一切の責任を負いません。
	3. (1) KFCカードを紛失もしくは盗難された場合	3. (1) KFCカードまたはKFCカードを紐づけたKFCアプリがインストールされたスマートフォンを紛失もしくは盗難された場合
	(2) 本条第1項に定める善良なる管理者の注意義務を怠った場合	(2) 本条第1項に定める善良なる管理者の注意義務を怠った場合
	5. 利用者は、バリュー残高移行を行う際、またはマイページにログインするにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤ったPIN番号を入力した場合、以後バリュー残高移行およびマイページの利用ができなくなります。なお、この場合でも、利用者はKFCカード取扱店（店舗）では利用することができ、また、当社所定の方法により、バリュー残高移行およびマイページの利用を再開することができます。	5. 利用者は、バリュー残高移行を行う際、またはマイページにログインする際、またはKFCカードをKFCアプリに紐づけする際、当社所定の上限回数を超えて誤ったPIN番号を入力した場合、以後バリュー残高移行およびマイページの利用ならびにKFCアプリへの紐づけができなくなります。なお、この場合でも、利用者はKFCカード取扱店（店舗）では利用することができ、また、当社所定の方法により、バリュー残高移行およびマイページの利用ならびにKFCアプリへの紐づけを再開することができます。
第6条 (KFCカード利用可能店舗)		
	1. 利用者は、「KFCカード取扱店」の掲示がある店舗で、バリューを使用して商品購入等を行なうことができます。	1. 利用者は、「 <del>KFC</del> カード取扱店」の掲示がある店舗KFCカード取扱店で、バリューを使用して商品購入等を行なうことができます。
第7条 (バリューの使用)		

改定前	改定後
1. 利用者は、KFCカード取扱店にKFCカードを呈示し、利用金額を指定することで商品購入等への支払いに利用することができます。この場合、利用者は、売上票に記載されたバリューの使用額が正しいことを確認するものとします。	1. 利用者は、①KFCカード取扱店（店舗）においてKFCカードまたはアプリQRコードを呈示し、利用金額を指定すること、または②カード番号その他必要な事項をKFCネットオーダー画面に入力することで商品購入等への支払いに利用することができます。この場合、利用者は、売上票またはKFCネットオーダー画面に表示された内容にてバリューの使用額が正しいことを確認するものとします。
3. 利用者は、KFCカード取扱店で、1枚のKFCカードのバリュー残高が権利、商品または役務の代金額に満たない場合等に、当該カードのバリューを使用すると共に、残額を現金のみの支払いで商品購入等を行うことができます。	3. 利用者は、KFCカード取扱店で、1枚のKFCカードのバリュー残高が権利、商品または役務の代金額に満たない場合等に、当該カードのバリューを使用すると共に、残額を現金またはKFCカード取扱店の指定する方法により支払い、商品購入等を行なうことができます。
第9条（バリュー残高の有効期限・本サービスの利用可能期間）	
1. バリュー残高の有効期限は、カードの発行日、最後にチャージした日、または、最後にバリューを使用した日、または、バリュー残高移行をした日のいずれか遅い日（当日を含む。）から起算して2年間（1年365日）です。なお、当該有効期限は、利用者が第3条第1項に基づき、KFCカードを第三者に贈与した場合も同様です。	1. バリュー残高の有効期限は、KFCカードの発行日、最後にチャージした日、または、最後にバリューを使用した日、または、バリュー残高移行をした日のいずれか遅い日（当日を含みます。）から起算して2年間（1年365日）です。なお、当該有効期限は、利用者が第3条第1項に基づき、KFCカードを第三者に贈与した場合も同様です。
2. 利用者のバリュー残高の有効期限は、マイページで確認することができます。	2. 利用者のバリュー残高の有効期限は、マイページでまたはKFCアプリで確認することができます。
3. バリュー残高の有効期限が経過することにより、当該バリュー残高は失効し、本サービスを利用すること（第19条第4項のバリュー残高の払戻しを含む。）が一切できなくなります。バリュー残高が0円のカードの場合、カードの発行日または最後にバリューを使用した日のいずれか遅い日（当日を含む）から起算して2年（1年365日）を経過すると、本サービスを利用することが一切できなくなります。	3. バリュー残高の有効期限が経過することにより、当該バリュー残高は失効し、本サービスを利用すること（第19条第4項のバリュー残高の払戻しを含みます。）が一切できなくなります。バリュー残高が0円のカードの場合、カードの発行日または最後にバリューを使用した日のいずれか遅い日（当日を含みます。）から起算して2年（1年365日）を経過すると、本サービスを利用することが一切できなくなります。
1. バリュー残高は、マイページ、またはKFCカード取扱店での使用時に交付される売上票もしくはKFCカード取扱店端末の表示等で確認することができます。ただし、一部のKFCカード取扱店では、売上票やKFCカード取扱店端末の表示による確認ができないことがあります。	1. バリュー残高は、マイページ、KFCアプリ、またはKFCカード取扱店での使用時に交付される売上票もしくはKFCカード取扱店端末の表示等で確認することができます。ただし、一部のKFCカード取扱店では、売上票やKFCカード取扱店端末の表示による確認ができないことがあります。
2. バリューの利用履歴は、マイページで確認することができます。ただし、表示される利用履歴の範囲は、当社が別途定めるところによります。	2. バリューの利用履歴は、マイページまたはKFCアプリで確認することができます。ただし、表示される利用履歴の範囲は、当社が別途定めるところによります。
第11条（利用者の遵守事項）	
2. （2）バリューにかかるソフトウェア等のシステム、KFCカード、バリューについて、破壊、解析もしくは偽造等を行うこと、またはこれらの行為に協力すること。	2. （2）バリューにかかるソフトウェア等のシステム、KFCカード、アプリQRコード、バリューについて、破壊、解析もしくは偽造等を行うこと、またはこれらの行為に協力すること。
第13条（KFCカードの再発行）	
1. KFCカードが破損し、または電磁的影響等により磁気情報の機能を消失したとき、もしくは当社が特に再発行を認めたときであって（これらのカードを「破損カード等」といいます。）、破損カード等の磁気情報またはカード裏面に記載されているカード番号等が判読可能で当社が適当と認めた場合に限り、当社所定の方法により、KFCカードを再発行します。この場合、利用者は、事前に破損カード等を、利用者の費用負担で所定の方法により当社に引渡すとともに、当社が公表する手数料（以下、再発行手数料という）を支払うものとします。当社は、破損カード等のバリュー残高から再発行手数料を差し引くことにより、利用者から再発行手数料を受領することができます。なお、破損カード等のバリュー残高が再発行手数料に満たない場合、利用者は再発行を受けることができません。	1. KFCカードが破損し、または電磁的影響等により磁気情報の機能を消失したとき、もしくは当社が特に再発行を認めたときであって（これらのカードを「破損カード等」といいます。）、破損カード等の磁気情報またはカード裏面に記載されているカード番号等が判読可能で当社が適当と認めた場合に限り、当社所定の方法により、KFCカードを再発行します。この場合、利用者は、事前に破損カード等を、利用者の費用負担で所定の方法により当社に引渡すとともに、当社が公表する手数料（以下、「再発行手数料」といいます。）を支払うものとなります。当社は、破損カード等のバリュー残高から再発行手数料を差し引くことにより、利用者から再発行手数料を受領することができます。なお、破損カード等のバリュー残高が再発行手数料に満たない場合、利用者は再発行を受けることができません。
第16条（利用停止または中止）	
1. （1）KFCカード、カード番号等またはバリューが偽造され、違法または不正に入手され、もしくは不正利用されたとき、またはそれらのおそれがあるとき。	1. （1）KFCカード、アプリQRコード、カード番号等またはバリューが偽造され、違法または不正に入手され、もしくは不正利用されたとき、またはそれらのおそれがあるとき。

	改定前	改定後
	3. 利用者は、KFCカードが偽造、変造または不正作出されたものであることを知ったときは、カードを使用できません。この場合、利用者は当社およびKFCカード取扱店に対して、所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造または不正作出されたカードを提出するものとします。	3. 利用者は、KFCカードまたはアプリQRコードが偽造、変造または不正作出されたものであることを知ったときは、カードまたはアプリQRコードを使用できません。この場合、利用者は当社およびKFCカード取扱店に対して、所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造または不正作出されたカードを提出する等の協力をするものとします。
	4. KFCカードの購入およびチャージは、KFCカード取扱店または販売店所定の時間内に限り行うことができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、KFCカードが購入できないことがあります。	4. KFCカードの購入およびチャージは、 <del>KFCカード取扱店</del> KFCカード取扱店(店舗)または販売店所定の時間内に限り行うことができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、KFCカードが購入できないことがあります。
第17条(利用資格の一時停止および取消し)		
	1. (2) KFCカード、カード番号等またはバリューを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合	1. (2) KFCカード、アプリQRコード、カード番号等またはバリューを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合
	2. (2) 当該利用者の保有するKFCカード、カード番号等またはバリューが偽造、もしくは不正利用された場合、または偽造、もしくは不正利用されるおそれがある場合。	2. (2) 当該利用者の保有するKFCカード、アプリQRコード、カード番号等またはバリューが偽造、もしくは不正利用された場合、または偽造、もしくは不正利用されるおそれがある場合。
第21条(約款の変更)		
	本約款を変更する場合、当社またはKFCは、所定のウェブサイトに掲示する方法により一定の予告期間をもって変更後の約款を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の約款が適用されるものとします。	本約款を変更する場合、当社またはKFCは、所定のウェブサイトに掲示する方法により一定の予告期間をもって変更後の約款を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の約款が適用されるものとします。なお、最新の約款についてはKFCのウェブサイトにてご確認ください。

## デジタルKFCカード特約

	改定前	改定後
第1条(定義の追加)		
	2. 「デジタルKFCカードウェブサイト」とは、デジタルKFCカードのカード番号等をインターネット上で表示する、凸版印刷株式会社(以下「凸版印刷社」といいます)が運営するウェブサイトをいいます。	2. 「デジタルKFCカードウェブサイト」とは、デジタルKFCカードのカード番号等をインターネット上で表示する、TOPPANエッジ凸版印刷株式会社(以下「凸版印刷社」といいます)が運営するウェブサイトをいいます。
第2条 本約款の規定の追加および読み替え		
	3. 本約款第4条第1項を「利用者は、KFCカード、カード番号等およびデジタルKFCカードウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。また、利用者が第三者に前条に基づきKFCカードを贈与する場合を除き、利用者は第三者に対してカード番号等およびデジタルKFCカードウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを開示してはなりません。なお、KFCカードウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスの閲覧ができない場合に備え、必ず、自己の責任でカード番号等を控えておくものとします。」と読み替えます。	3. 本約款第4条第1項を「利用者は、KFCカード、アプリQRコード、カード番号等およびデジタルKFCカードウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。また、利用者が第三者に前条に基づきKFCカードを贈与する場合を除き、利用者は第三者に対してカード番号等およびデジタルKFCカードウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを開示してはなりません。なお、KFCカードウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスの閲覧ができない場合に備え、必ず、自己の責任でカード番号等を控えておくものとします。」と読み替えます。
	5. 本約款第4条第3項(1)を「KFCカードを紛失もしくは盗難された場合またはKFCカードのカード番号が漏洩(当社の責に帰すべき事由による漏洩を除きます。)した場合」と読み替えます。	5. 本約款第4条第3項(1)を「KFCカードまたはKFCカードを紐づけたKFCアプリがインストールされたスマートフォンを紛失もしくは盗難された場合またはKFCカードのカード番号が漏洩(当社の責に帰すべき事由による漏洩を除きます。)した場合」と読み替えます。
	6. 本約款第4条第4項を「カード番号等がマイページまたはデジタルKFCカードウェブサイトにおいて用いられたことにより、チャージ、バリューの使用、バリュー残高移行、またはバリュー残高もしくは利用履歴の確認が行われた場合には、利用者による行為と推定します。」と読み替えます。	6. 本約款第4条第4項を「カード番号等がマイページまたは、KFCアプリまたはデジタルKFCカードウェブサイトにおいて用いられたことにより、チャージ、バリューの使用、バリュー残高移行、またはバリュー残高もしくは利用履歴の確認が行われた場合には、利用者による行為と推定します。」と読み替えます。

改定前	改定後
<p>7. 本約款第4条第5項を「利用者は、バリュー残高移行を行う際、またはマイページにログインするにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤ったP I N番号を入力した場合、以後バリュー残高移行ならびにマイページおよびK F Cカード取扱店（店舗）での利用ができなくなります。なお、この場合でも、当社所定の方法により、バリュー残高移行ならびにマイページおよびK F Cカード取扱店（店舗）での利用を再開することができます。」と読み替えます。</p>	<p>7. 本約款第4条第5項を「利用者は、バリュー残高移行を行う際、またはマイページにログインする際、またはKFCカードをKFCアプリに紐づけする際、当社所定の上限回数を超えて誤ったP I N番号を入力した場合、以後バリュー残高移行およびマイページの利用ならびにKFCアプリへの紐づけができなくなります。なお、この場合でも、利用者はK F Cカード取扱店では利用することができ、また、当社所定の方法により、バリュー残高移行およびマイページの利用ならびにKFCアプリへの紐づけを再開することができます。」と読み替えます。</p>
<p>9. 本約款第9条第2項を「利用者のバリュー残高の有効期限は、マイページまたはデジタルK F Cカードウェブサイトを確認することができます。」と読み替えます。</p>	<p>9. 本約款第9条第2項を「利用者のバリュー残高の有効期限は、マイページ、デジタルK F CカードウェブサイトまたはKFCアプリで確認することができます。」と読み替えます。</p>
<p>10. 本約款第10条第1項を「バリュー残高は、マイページ、デジタルK F Cカードウェブサイト、またはK F Cカード取扱店での使用時に交付される売上票もしくはK F Cカード取扱店端末の表示等で確認することができます。ただし、一部のK F Cカード取扱店では、売上票やK F Cカード取扱店端末の表示による確認ができないことがあります。」と読み替えます。</p>	<p>10. 本約款第10条第1項を「バリュー残高は、マイページ、デジタルK F Cカードウェブサイト、KFCアプリ、またはK F Cカード取扱店での使用時に交付される売上票もしくはK F Cカード取扱店端末の表示等で確認することができます。ただし、一部のK F Cカード取扱店では、売上票やK F Cカード取扱店端末の表示による確認ができないことがあります。」と読み替えます。</p>
<p>11. 本約款第11条第2項（2）を「バリューにかかるソフトウェア等のシステム、K F Cカード、デジタルK F Cカードウェブサイト、バリューについて、破壊、解析もしくは偽造等を行うこと、またはこれらの行為に協力すること。」と読み替えます。</p>	<p>11. 本約款第11条第2項（2）を「バリューにかかるソフトウェア等のシステム、K F Cカード、アプリQRコード、デジタルK F Cカードウェブサイト、バリューについて、破壊、解析もしくは偽造等を行うこと、またはこれらの行為に協力すること。」と読み替えます。</p>
<p>13. 本約款第17条第1項（2）を「K F Cカード、カード番号等、バリューまたはデジタルK F Cカードウェブサイトを表示させるためのインターネットアドレスを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。」と読み替えます。</p>	<p>13. 本約款第17条第1項（2）を「K F Cカード、アプリQRコード、カード番号等、バリューまたはデジタルK F Cカードウェブサイトを表示させるためのインターネットアドレスを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。」と読み替えます。</p>
<p>新設</p>	<p>14. 本約款第17条第2項（2）を「当該利用者の保有するK F Cカード、アプリQRコード、カード番号等、バリューまたはデジタルKFCカードウェブサイトを表示させるためのインターネットアドレスが偽造、もしくは不正利用された場合、または偽造、もしくは不正利用されるおそれがある場合。」と読み替えます。</p>
<p>14. 本約款第19条第2項を「前項の場合、利用者（なお、K F Cカードを現に保有する者に限ります。）は、所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求めることができるものとし、当社は、残高を確認したうえで、利用者が保有するK F Cカードの引渡しを受けることまたはK F Cカードの利用を停止することを条件として、払戻しいたします。」と読み替えます。</p>	<p>15. 本約款第19条第2項を「前項の場合、利用者（なお、K F Cカードを現に保有する者に限ります。）は、所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求めることができるものとし、当社は、残高を確認したうえで、利用者が保有するK F Cカードの引渡しを受けることまたはK F Cカードの利用を停止することを条件として、払戻しいたします。」と読み替えます。</p>
<p>15. 本約款第21条を「本約款および本特約を変更する場合、当社またはK F Cは、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の約款を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の約款が適用されるものとします。」と読み替えます。</p>	<p>16. 本約款第21条を「本約款を変更する場合、当社またはK F Cは、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の約款を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の約款が適用されるものとします。なお、最新の約款についてはKFCのウェブサイトにてご確認ください。」と読み替えます。</p>
<p>16. 本約款第23条を「本約款および本特約に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。」と読み替えます。</p>	<p>17. 本約款第23条を「本約款および本特約に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。」と読み替えます。</p>

以上